

一般社団法人神奈川県剣道連盟 倫理委員会規則(案)

(設置目的)

第1条 この委員会を、本法人が神奈川県における剣道等の統括団体として、その自覚と責任を持ち、剣道理念に則り、常に健全かつ公平公正な運営と、法律、社会通念、倫理的価値を守り、法人としての社会的使命を果たしていくために必要な活動を実践、順守することを補佐するために設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 本法人の倫理に関する事項の統括
 - (2) 本法人及び本法人役員、委員、職員の綱紀肅正の推進に関すること
 - (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果及び対処案を会長に具申すること。
- 2 本委員会への問題提起、情報提供などは会長をはじめ、全ての会員ができるほか、公的機関等によるものも可とする。
- 3 問題提起は提起者の氏名、所属を記載した文書(紙媒体または電子的手段)によるものとする。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1)委員長 1名 (2)委 員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は、会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長が法曹関係者、学識経験者、本法人会員のうちから推挙する者を、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員は会員であることを要さない。
- 4 委員長、委員の解任は理事会の決議を経て、総会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。

ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は本法人総会、理事会、各委員会、事務局に対し、調査に必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 調査対象が会長である場合、委員長は監事の指示のもとに、会長の指示なく活動することができる。
- 6 調査対象が専務理事である場合は会長が指名する副会長が代行する。

(報告)

第7条 委員会において調査を行った内容につき、委員長は会長に具申するとともに、監事に対しても報告しなければならない。

- 2 報告のなかに、処分が必要な場合はその内容についても意見を述べなければならぬ。

(調査部会)

第8条 委員長は会長もしくは監事の了承を得て、調査のための部会を置くことができる。

- 2 部会員は委員長が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 部会員は事務局嘱託職員と同様の身分とするが、委員長に直属する。
- 4 部会員の任期は委嘱時期より、委員長が必要業務を終了したと判断するまでとする。

(議事録)

第 9 条 議事録は幹事が作成する。議事録は原則非公開とするが、会長、副会長および全監事へ提出しなければならない。

- 2 議事録要旨を理事会に提出するほか、幹部会議の決定により HP 非公開とした場合を除き、本法人 HP に公開する。
- 3 議事録には別記の記載事項を記載しなければならない。調査部会においても同様とする。
- 4 議事録は電子的に保管し、保管期間 20 年とする。
- 5 議事録作成に利用した音声データも電子的に 20 年保管とする。
- 6 幹事は議事録作成のほか、委員会日程調整なども担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

2 本委員会に関する予算案は委員長と相談の上、事務局長が策定する。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会及び部会が開催された日時及び場所。
- (2)出席者全員の氏名および委員会及び法人における役職名。
- (3)委員会及び部会の議長氏名
- (4)議事の経過の要領及びその結果。
- (5)議事録作成者氏名。

附則 1. この規程は、令和 年 月 日から施行する。